

紫波町内部統制基本方針

町では、全庁を挙げて業務執行の適正化・透明化を図るとともに、効率的な事務処理を図るため、次のとおり内部統制に取り組みます。

1 内部統制の目的

- (1) 業務の適正執行の確保：適正な業務執行を妨げるリスクを想定し、対応策を講じた上で業務を執行することにより、業務の適正な執行を確保します。
- (2) 持続的な取組の確保：リスクへの対応策を既存の業務プロセスに組み込むことにより、前例に頼ることのない持続的なチェック体制を構築します。
- (3) 業務プロセスの可視化と効率化の確保：想定されるリスクに対し必要となる業務プロセスの見直しを行い、プロセスの可視化と事務の効率化を図ります。

2 内部統制の対象

内部統制は、既存の業務プロセスに組み込まれ、全ての職員により遂行されるものであることから、「財務に関する事務」を対象とします。

3 内部統制推進・評価体制

内部統制が組織的に機能するよう、全庁的な推進・評価体制を構築します。

4 内部統制の見直し

監査委員との意見交換等を行い、柔軟に内部統制の見直しを図るとともに、より効果的な内部統制の仕組みづくりに努めます。

令和5年9月21日

紫波町長

熊谷 泉